

令和8年度第3回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和8年7月3日（金）

午前10時00分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第15号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第16号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第18号 農用地利用集積等促進計画について（意見）

議案第19号 地域計画の変更について（意見）

議案第20号 農用地利用計画変更について

(2) 報告

報告第16号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第17号 農地の改良のための届出の受理について

報告第18号 農地の転用のための届出の受理について

報告第19号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

（農業委員）

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、8番 太田 政俊、10番 酒井 美明

11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉、13番 加藤 健一、14番 内藤 成一郎

15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一

19番 鈴木 泰孝

（農地利用最適化推進委員）

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志

28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則

32番 畔柳 則宏、33番 新家 和義、35番 阿部田 光春、36番 鈴木 安光

37番 山口 和雄、38番 山内 隆一

4 欠席委員

7番 太田 智代、9番 神谷 六雄

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局長、次長、係長、主査、主事
(2) 農務課 主事

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、7番の太田 智代委員、9番の神谷 六雄委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは3番の酒井 功二委員と4番の柴田 若江委員にお願いいたします。
それでは議事にしがいまして、議案第15号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って15件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。なお、申請番号16番は加藤 健一委員が申請当事者となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見ををお願いします。

木俣 委員：申請番号10番 調査年月日は令和8年6月25日。本案件は、譲渡人が耕作を継続することが困難となったため、譲受人が農業経営を拡大するため譲り受けたというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号11番 調査年月日は令和8年6月25日。本案件は、譲渡人が高齢で後継者もおらず管理に困っていたため、譲受人が申請地を取得し、経営規模を拡大したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

保田 委員：申請番号12、13、14、15番 調査年月日は令和8年6月26、28日。本案件は、譲渡人が相続後、委託管理をしてきたが、委託先からこれ以上受けられないと連絡があったため、養蜂業、レモン栽培を行っている譲受人が、新たに稲作を始める計画で農地を取得したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

二村 委員：申請番号17番 調査年月日は令和8年6月29日。本案件は、譲渡人が父、主人を亡くし、継続的に土地を所有することが困難になったため、譲受人が農地を適切に

活用し、地域の農業維持貢献し、地産地消のビジネスとして展開していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 18 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 29 日。本案件は、譲渡人が農業を続けていく後継者がいないため、譲受人が農地を適切に活用し、地域の農業維持貢献し、地産地消のビジネスとして展開していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 19 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 28 日。本案件は、譲渡人が父、主人を亡くし、継続的に土地を所有することが困難になったため、譲受人が水田農業の経営規模拡大のため譲り受けたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 20 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 28 日。本案件は、譲渡人が息子、主人を亡くし、継続的に土地を所有することが困難になったため、譲受人が水田農業の経営規模拡大のため譲り受けたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 21 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 29 日。本案件は、譲渡人が申請地の管理を譲受人に任せていたが、農地法上の手続きが完了していなかったため、現在まで申請地の管理を行っていた譲受人が今後も農地として継続利用していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

近藤 委員：申請番号 22 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 29 日。本案件は、譲渡人が高齢になり耕作困難なため、譲受人が隣接空き家とともに申請地を購入し、責任をもって耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

市川 委員：申請番号 23 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 28 日。本案件は、譲渡人が会社に勤めており、休みの日に管理することも困難であるため、自宅近くで行われているブルーベリー栽培に興味を持った譲受人が農業を始めたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新家 委員：申請番号 24 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 25 日。本案件は、譲渡人が高齢になり耕作できない状態であるため、申請地と自宅が近く通作に都合が良い譲受人が譲り受け、農業経営の充実を図りたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

加藤(健) 委員：申請番号 17、18 番について、どちらも同じ譲受人で自作地が 0 m²となっておりますが、面談は済んでいるのかということと、田と畑かなり広大な面積を一気に所有することになるため、耕作をするうえで指導者がいるのか、農機具を所有しているのかということをお教えいただきたいです。

事務局：自作地が 0 m²ですので、面談は実施しております。ただ、会社で農業をやられているため、農業経験がないわけではありません。畑と水田をやるとのことですが、後々、水田の方は埋め立てをして今会社でやられているナスをやっていききたいということをお聞いております。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

加藤(健) 委員：申請番号 21 番について、譲渡人が申請地の管理を譲受人に任せていたが、農地法上の手続きが完了していなかったというのは、どのような農地法の手続きのことなのかをお教えいただきたいです。

事務局：本来は譲受人が管理をしていたとのことなので、農地法 3 条の貸借で許可を取らなければいけなかったということです。譲渡人がもう管理ができず手放したいとのことで、今回所有権移転で申請が出てきているということになります。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、申請番号 16 番の報告及び審議とするため、加藤委員には一度退室していただきます。

(加藤(健)委員退出)

会長：それでは、申請番号 16 番について調査担当委員の意見をお願いいたします。

内藤 委員：申請番号 16 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 25 日。本案件は、譲渡人が令和 2 年に申請地を相続したが、自分自身農業をしていないため、申請地と自宅が近く通作に都合が良い譲受人が譲り受け、農業経営の充実を図り、農業になお一層精進していき

いというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。それでは、加藤委員には入室していただきます。次に、議案第 16 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 8 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

木俣 委員：申請番号 12 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 23 日。本案件は、現在グループホームの経営を行っているが、多くの待機者を抱えており、施設の増設が必要なため、申請地にグループホームを建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

倉橋 委員：申請番号 13 番 調査員の神谷六雄委員が本日欠席のため、24 番の倉橋が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 8 年 6 月 27 日となっております。本案件は、現在賃貸住宅に暮らしているが、家財道具が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はないとのことです。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

成田 委員：申請番号 14 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 28 日。本案件は、結婚生活を送るにつれ家具等も増えており、現在の賃貸住宅では手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

二村 委員：申請番号 15 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 28 日。本案件は、現在賃貸住宅に

夫と2人で暮らしているが、子どもの誕生を見込んでいることから手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

片岡 委員：申請番号16番 調査年月日は令和8年6月27日。本案件は、太陽光発電事業を営んでいるが、順調に収益を上げており、さらに事業を拡大するため、申請地に太陽光発電施設を設置したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(立) 委員：申請番号17番 調査年月日は令和8年6月30日。本案件は、現在夫とともに賃貸住宅で暮らしているが、家財道具等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

阿部田 委員：申請番号18番 調査年月日は令和8年6月26日。本案件は、隣接地で太陽光発電設備を設置する際、工事用車両が通行可能な道路がないため、申請地を一時的に施工用道路として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号19番 調査年月日は令和8年6月26日。本案件は、現在太陽光発電事業を営んでいるが、順調に収益を上げており、この事業拡大を図るため、申請地に太陽光発電施設を設置したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第17号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って2件説明

を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

倉橋 委員：申請番号3番 調査員の神谷六雄委員が本日欠席のため、24番倉橋が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和8年6月26日となっております。本案件は、申出事由の生じた方が、死亡により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できたとのことです。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可となっております。

加藤(良) 委員：申請番号4番 調査年月日は令和8年6月25日。本案件は、申出事由の生じた方が、死亡により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第18号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、支障ないものとします。次に、議案第19号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（地域計画の変更(意見)について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、意見なしとします。次に、議案第 20 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用計画変更について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

加藤(健) 委員：申請番号 1 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 24 日。本案件は、バイオマテリアル事業等を行っているが、事業の量的拡大を目指し、再資源化工場の新設・機能強化を推し進めるため、処理施設や工場等を建築するにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 2 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 24 日。本案件は、自動車運送業を行っているが、非効率化や時間調整の発生、作業負担の増加等の問題を解消するため、物流施設を建築するにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

倉橋 委員：申請番号 3 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 28 日。本案件は、現在賃貸アパートで暮らしているが、家財道具が増え手狭であるため、分家住宅を建築するにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

原田 委員：申請番号 4 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 24 日。本案件は、現在アパートにて生活をしているが、子どもが生まれ手狭になったため、分家住宅を建築するにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響

はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

竹田 委員：申請番号 5 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 23 日。本案件は、電気通信事業者が携帯電話基地局新設工事をするにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号 6 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 28 日。本案件は、電気通信事業者が携帯電話基地局新設工事をするにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤(健) 委員：申請番号 7 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 24 日。本案件は、電気通信事業者が携帯電話基地局新設工事をするにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

畔柳(雅) 委員：申請番号 8 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 23 日。本案件は、電気通信事業者が携帯電話基地局新設工事をするにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(昌) 委員：申請番号 9 番 調査年月日は令和 8 年 6 月 24 日。本案件は、電気通信事業者が携帯電話基地局新設工事をするにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：申請番号 1 番について、産業廃棄物の処理施設として広大な農地が今後転用されるということで、申請者が申請通りに進めていっていただくためにも、事務局や関係部署が今後確認を取りながら事務を進めていっていただくようにお願いします。

事務局：全ての関係部署で確認を取りながら進めていきます。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、変更するものとします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	2 件
農地の改良のための届出の受理について	1 件
農地の転用のための届出の受理について	6 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	29 件

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

－午前 11 時 00 分終了－

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（3 番）

岡崎市農業委員会委員（4 番）